

議員提出議案一覧表（意見書等）

議員提出議案第29号

青森市議会名誉議員の称号を贈る決議（可決）

「青森市議会名誉議員に関する規程」第2条の規定により、青森市議会議員として、40年有余にわたり地方自治の伸展と青森市政の発展に多大の尽力をされた小田桐金三氏に対し、その功績を顕彰し、ここに青森市議会名誉議員の称号を贈る。

以上決議する。

平成30年12月26日

議員提出議案第30号

学校給食費の無償化を求める意見書（否決）

文部科学省の調査によると、平成28年度の国公立学校完全給食実施率は、小学校98.6%、中学校83.7%、特別支援学校88.0%となっており、特に小学校の実施率の高さは、学校給食に対する国民の強い願いのあらわれである。

学校給食は、食育などのさまざまな教育的効果とともに、子どもの貧困の広がりから子どもを守り、健やかな成長を促進する役割がある。その本来の役割に照らしても、また、子どもたちに貧困のレッテルが張られないようにするためにも、親の経済状況に左右されず、学校給食が提供されることが求められている。

既に全国の自治体の29.1%は学校給食への何らかの支援を行っており、76自治体では小・中学校の給食費の無償化に踏み出している。

日本国憲法第26条第2項には「義務教育は、これを無償とする」と規定されており、学校給食費を含む教育費の無償化が問われている。また、内閣府の経済財政諮問会議において、民間議員から、政府による「給食の無料化」が提言される（平成28年3月11日）など、教育負担の軽減は党派を超えた願いとなっている。

よって、政府においては、財源の確保を初め、学校給食費の無償化を早期に実現するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月26日

議員提出議案第31号

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書（否決）

1984年の国民健康保険法改正により、国庫負担が削減され、それ以降も国は負担を減らし続けている。国民健康保険の収入に占める国庫支出金の割合は、1980年代では約50%だったものが、現在は約25%となっている。さらに、国民健康保険の加入者の構成は、約44%が無職、約34%が非正規雇用であり、合わせて約8割が保険料の負担能力が高くない人たちとなっている。この結果、自治体における負担や、加入者の国民健康保険料（税）の負担も大きくなっている。

加入者にこれ以上の保険料（税）負担を求めるのは限界であり、国民健康保険の構造的な危機を打

開するためには、国庫負担をふやす以外に道はない。

国民健康保険法第4条では、国の責務として、国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならないと規定している。

現在、国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱であり、最後のとりでとなっている国民健康保険制度を今後も堅持し、誰もが安心して必要な医療を受けられるようにするため、国民健康保険に対する国庫負担の増額を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月26日

議員提出議案第32号

消費税率10%引き上げ中止を求める意見書（否決）

私たちの暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況である。増税と、年金カット、医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の四重苦のもとで、これ以上節約するところがないとの悲鳴が上がっている。

厚生労働省が発表した全労働者の実質賃金は、平成29年度まで7年連続で減少し、個人消費も前年同月比3.9%減で、4年連続減少している。

また、日本銀行事務局によれば全国で35%の世帯が無預金とのことであり、暮らしは苦しくなる一方である。私たちの可処分所得には消費税がほとんど課税されるなど、消費税は生活費課税である。

ところが、政府は平成31年10月の消費税率10%への引き上げを明言した。税率10%の引き上げで一人当たり年間2万1500円、1世帯（4人家族）当たり8万6000円の増税という試算も出ている。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来することは明らかである。

加えて、税率引き上げと同時に実施を狙う軽減税率には重大な問題がある。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれるが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%分の値段は値上がりする。また8%と10%の線引きは単純ではない。そして、2023年に導入されるインボイス（適格証明書）制度は、地域経済を担う中小企業にとっても負担となり、免税業者が商取引から排除されるという問題がある。そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制である。

日本国憲法は応能負担原則にのっとりた税制の確立をうたっている。今必要なことは消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すべきである。防衛費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興を優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきである。

よって、国においては、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月26日

議員提出議案第33号

待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書（否決）

2015年の子ども・子育て支援新制度実施以後も待機児童の増加、保育士不足など保育問題は深刻化しており、保育・子育て環境の整備は待ったなしの課題となっている。全ての子どもたちが安心して育つことのできる社会を実現するためには、国の責任で安定的な財源を確保し、市町村と連携した認可保育園の整備はもとより、実態に合わない配置基準の改善による保育士の増員と処遇改善による「保育の質」の確保、保育の無償化を含めた総合的な対策を進めることである。

よって、国においては、予算を大幅に増額し安心できる保育を実現するよう、下記の事項について要望する。

記

- 1 待機児童を解消し地域の子ども・子育て支援を拡充するために、国として認可保育所の整備計画を立て、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財源措置を行うこと。
- 2 保育士等職員の配置基準の改善や賃金の引き上げなど処遇改善のために、公定価格の改善など必要な措置を行うこと。
- 3 保育の無償化の実施に当たっては、地方自治体の負担増とならないよう、国として必要な財源措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月26日

議員提出議案第34号

相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書（可決）

本年は、6月の大阪北部地震、7月の西日本豪雨、9月の台風第21号・第24号や北海道胆振東部地震など、全国各地で災害が相次ぎ、甚大な被害をもたらした。多くの死者、安否不明者が発生し、今なお避難生活を余儀なくされている方もいる。また、家屋の倒壊や土砂崩れ、大規模な停電・断水、道路や鉄道等の交通機関への影響も生じた。被災地域の復旧・復興に万全を期し、被災者の方々が一日も早く安心して生活できるよう、全力を挙げることが求められている。

被災自治体は早期の復旧・復興、被災者支援に向け、全力で取り組んでいるが、多くの経費、労力、専門的知識が必要である。

ようやく第197回臨時国会が始まり、一連の災害の被災地の復旧・復興や、公立小・中学校等へのエアコン設置、ブロック塀改修等の対応に必要な財政措置を講ずるための平成30年度補正予算案が提出された。補正予算案では、被災地の復旧・復興に7275億円、公立小・中学校等の施設におけるエアコン設置、ブロック塀改修等の対応に1081億円、さらに今後の災害対応等を勘案した予備費の追加に1000億円を計上している。

しかし、それは、被災自治体の具体的な復旧事業に対し、国が負担すべき補助金がふえたための措置にすぎない。また、予備費も緊急的な支出にすぎず、翌年度への繰り越しが認められないこともあり、使い勝手が悪い点も否めない。

したがって、相次ぐ甚大な災害の発生に鑑み、被災自治体が財政面で安心感を持って的確に復旧・復興、被災者支援に取り組めるようにするためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要である。

よって、国においては、下記の事項について全力で取り組むよう強く要望する。

記

- 1 被災自治体の要望を踏まえ、第2次補正予算案を早急に編成すること。
 - 2 被災自治体において生じる復旧・復興対策等に係る財政需要について、十分な財政支援を講じること。特に、特別交付税は地方交付税額の6%の上限枠が設定されており、特別交付税の総額がそのままでは、被災自治体のおおの配分が大幅に減りかねないことから、復旧・復興に財政上の支障が生じないように、特別交付税の特例的な増額や別枠措置、東日本大震災に係る震災復興特別交付税のような、通常の特例交付税とは異なる特例を設けるなど、積極的な財政支援を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月26日

議員提出議案第35号

障害者雇用水増し問題の責任明確化と関係職員の処分を求める意見書（否決）

本年5月、財務省から厚生労働省に対して、障害者雇用制度における障害者の範囲についての照会があり、厚生労働省は国の行政機関の再点検を行った。その結果、複数の機関において、範囲に誤りがあることが判明し、政府は事態の検証を行うこととした。本年10月、政府の検証委員会は、国の33行政機関のうち28機関で3700人の不適切計上があったが意図的なケースは確認できなかった旨の報告書を公表した。

しかし、多くの省庁で、計上の基準を都合よく恣意的に解釈していたことや、死亡退職者を算入したり、近視の職員を含めたりするなど、ずさんな実態が明らかになった。

本年11月、同制度の所管官庁である厚生労働省は、「道義的な責任はあるが、処分に値する明確な違法行為はなかった」として、関係職員の処分を見送る方針を固めた。その後、厚生労働省以外で不適切計上があった省庁でも、事務上のミスとして、関係職員を処分しない方針が示されている。

民間企業は、法定障害者雇用率を満たさなければ納付金を徴収される厳しい罰則があることから、真剣に障害者雇用に取り組んでいる。今年4月の障害者雇用率引き上げに際しても、時間をかけさまざまな対策をとってきた。それにもかかわらず、原則として障害者手帳を所持する者に限るという「明確・公正・一律性を担保するための基準」が中央省庁によって恣意的に解釈されていたことは、ゆゆしき問題である。

障害者雇用促進の旗振り役であるはずの中央省庁が、「悪質な行為や明確な違法性は確認できず、組織上の問題であることから個々の職員の処分はしない」、「ガイドラインの理解不足」などという理由で責任の所在を明らかにしないのは、障害者や民間企業を裏切る行為である。

よって、国においては、以下の事項を確実に実施することを強く要望する。

記

- 1 長年にわたり、ずさんな運用が行われてきたことに対する責任を明確にすること。
- 2 行政機関への信頼を大きく失墜させる行為であり、関係職員を処分すること。
- 3 今後、障害者雇用を適切に行い、その結果を公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月26日

議員提出議案第36号

「義援金差押禁止法」の恒久化を求める意見書（可決）

「義援金差押禁止法」とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや、義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするために議員立法で成立させたものである。

また、2016年の熊本地震や、2018年の大阪北部地震、西日本豪雨の際にも同様に法的枠組みをつくり、国会会期中に速やかに成立させている。

しかし、これまでの法律は、台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、災害発生のたびに立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時に常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところである。

したがって、国においては、近年、災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、「義援金差押禁止法」の恒久化を早期に進めることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月26日

議員提出議案第37号

商業捕鯨再開を求める意見書（可決）

本年9月、フロリアノポリスで開催された第67回国際捕鯨委員会（IWC）総会において、鯨類資源の保存と持続的利用の共存を図るべく我が国が提案したIWC改革案が否決された。

この結果を受けて、日本政府は、「IWCが一切の商業捕鯨を認めず、異なる立場や考え方が共存する可能性すらないのであれば、日本はIWC締約国としての立場の根本的な見直しを行わなければならない、あらゆるオプションを精査せざるを得ない」旨を発言した。

これらの事態を踏まえ、今後の捕鯨政策の推進に当たっては、将来において予測される地球的規模の食糧不足に備え、捕鯨技術及び鯨食文化を継承するために速やかな商業捕鯨の再開を求めるとともに、下記の事項について要望する。

記

- 1 海洋資源の持続的利用支持国との連携を一層強化し、新たな国際機関を設立するなど鯨類資源を含む海洋生物資源の持続的利用を推進すること。
- 2 IWC総会の結果を受け、IWC締約国としての我が国の立場を示すこと。
- 3 商業捕鯨再開に向けて我が国はこれまでどのように取り組んできたかなど、消費者に対する説明に取り組むこと。
- 4 商業捕鯨の担い手である研究者や鯨解体・処理技術者を初め、捕鯨従事者の周年雇用を確保するために必要な体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月26日

議員提出議案第38号

認知症施策の推進を求める意見書（可決）

世界に類を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々ふえ続けている。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切に、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に組み込まれてこなかった課題にも踏み込んでいく必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって、政府においては、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 国や自治体を初め企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2 認知症診断直後では相談できる人がいないという人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することにより支援体制の構築を図ること。
- 3 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- 4 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月26日

議員提出議案第39号

無戸籍問題の解消を求める意見書（可決）

無戸籍問題とは、子の出生の届け出をしなければならぬ者が何らかの事情で出生届を出さないために、戸籍がないまま暮らさざるを得ない子どもや成人がいるという問題である。

無戸籍者は、みずからに何ら落ち度がないにもかかわらず、特例措置などでの救済ケースを除き、住民登録や選挙権の行使、運転免許やパスポートの取得、銀行口座の開設等ができないだけでなく、進学、就職、結婚といった場面でも不利益をこうむっており、無戸籍問題は基本的人権にかかわる深刻な問題である。

また、無戸籍者は、同じ我が国の国民であるにもかかわらず、種々の生活上の不利益をこうむるだけでなく、みずからが無戸籍であること自体で心の平穏を害されており、一刻も早い救済が必要であ

る。

よって、政府においては、人権保護の観点からも、一刻も早い無戸籍問題の解消に努めるとともに、無戸籍者が生活上の不利益を被ることのないよう、下記の事項に早急にに取り組むことを強く求める。

記

- 1 強制認知調停の申し立てについては、その受け付け等の際に家庭裁判所の窓口で不適切な指導がなされることのないよう是正するとともに、これに関する法務省や裁判所のホームページの記載を改め、その申立書の書式の改定等を進めること。
- 2 関係府省庁によるこれまでの類似の通知等により、無戸籍状態にあったとしても、一定の要件のもとで各種行政サービス等を受けることができるとされているが、そのことが自治体職員まで徹底されず、誤った案内がなされている事例が見受けられる。窓口担当者を含め、関係機関に対し無戸籍問題の理解を促し、適正な対応を周知徹底すること。
- 3 嫡出否認の手續に関して、提訴権者の拡大や出訴期間を延ばすよう見直すほか、民法第772条第1項の規定による嫡出推定について例外規定を設けるなど、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月26日
